

# 保育士修学資金貸付制度

## 保育士修学資金貸付とは

保育の職場で働く人材の育成・確保を目的として実施している修学資金の貸付事業です。貸付条件を満たせば、貸付金の返還免除の優遇を受けることができます。

**※入学後、指定養成施設(以下養成施設)を経由しての申し込みとなります。**

## 貸付内容 (当該年度に指定養成施設に入学した方が対象となります)

- ①修学資金 月額5万円以内(修学期間2年の場合) (※1)
- ②入学準備金 20万円以内 (任意)
- ③就職準備金 20万円以内 (任意)

- ・申込にあたり、要件を満たす連帯保証人を立てていただきます。
- ・貸付には定員及び審査があります。
- ・修学期間中及び保育施設等に就労中の貸付利息は、**全額無利子**です。

※1 修学期間が2年を超える場合、120万円以内であれば2年を超えて貸付可能です。

**申込期間: 令和6年4月1日(月)～5月20日(月)必着**

## 返還の免除 (次の条件を全て満たした場合、貸付額が全額免除となります)

- ①養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行うこと
- ②保育士として登録後、福島県内の施設等(※2)で保育士業務に従事し、かつ継続して5年間従事すること。(過疎地で業務従事した場合3年間以上従事したとき)

貸付条件に反した場合は一括返還となります

※2 手引きの別表対象業務参照



### 【問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援室  
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 TEL:024-523-1256

ホームページURL <https://www.fukushimakenshakyō.or.jp>



令和6年4月

裏面をご覧ください⇒

# 保育士修学資金貸付事業詳細

## 1 貸付対象者(次の要件を満たす方)

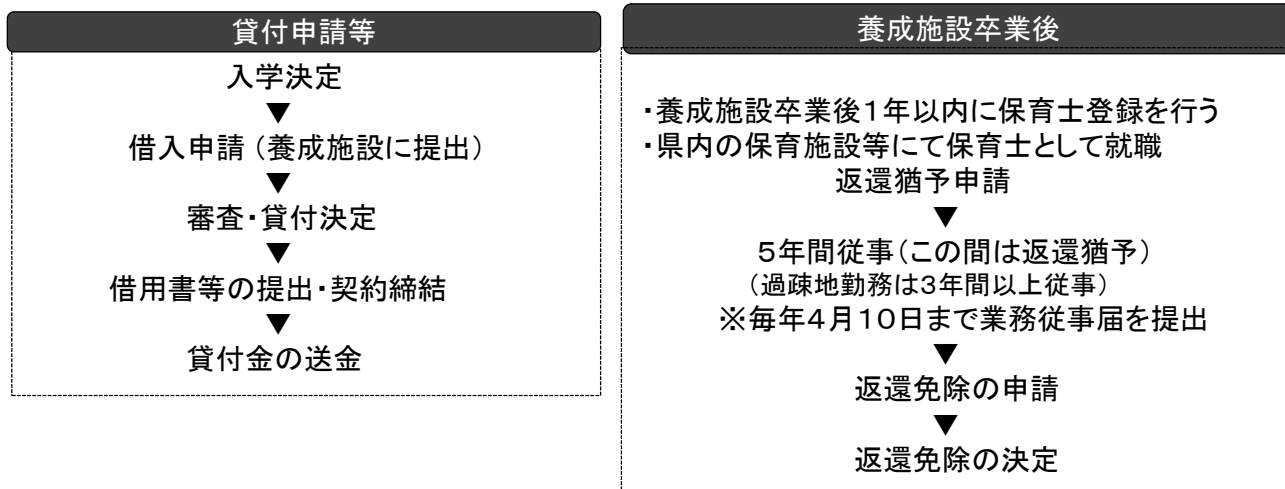
- (1) 県内に住民登録をしている方、県内の養成施設に修学する方、県内出身者で県外の養成施設に修学する方
- (2) 養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、福島県内において保育業務に5年以上従事する意思のある方
- (3) 学業成績が優秀であって、家庭の経済状況から貸付が必要であると認められる方
- (4) 修学のため同種の資金を他から借り受けていない方(日本学生支援機構の奨学金及び日本政策金融公庫の教育支援資金を除く)

## 2 貸付額(上限額)

授業料等の資金(就学期間2年の場合・原則年2回)	月額 5万円以内
入学準備金(初回限り)	20万円以内
就職準備金(最終回限り)	20万円以内
生活費加算(生活保護世帯や非課税世帯等の場合に限る)	月額 約4万円程度

## 3 貸付申請から返還免除まで

※申請には養成施設の推薦が必要です。



### 〔貸付金交付〕

年2回、授業料等の資金を、4月と9月に分けて交付

- ・初回は、契約締結後に授業料等の資金と入学準備金を交付(交付時期は状況によって異なります)
- ・就職準備金は、卒業年度の3月に交付(卒業届、採用内定通知提出後)

### 〔貸付期間〕

養成施設の修学期間

### 〔利子〕

無利子

## 4 貸付金の返還

停学や退学、卒業後1年以内に保育士登録をせず、又は県内において定める保育業務に従事しない場合は、「一括返還」となります。